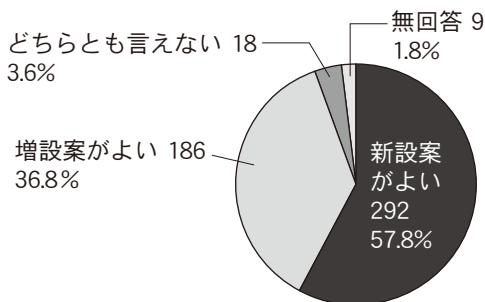


【2】 【1】で「賛成」と答えた方にお聞きします。
建設方法について、どう考えますか。（1つに○）

項目	回答数	
新設案がよい(本庁全部が入る本庁舎を新築する)	292	57.8%
増設案がよい(今の本庁舎を使いながら増設する)	186	36.8%
どちらとも言えない	18	3.6%
無回答	9	1.8%
合計	505	100.0%



【3】 【1】で「賛成」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。（複数回答）

項目	回答数	
合併特例債が利用できる期間内に建設でき、財源的に有利だから	401	79.4%
市民の利便性が向上するから	311	61.6%
職員の移動時間等の無駄が解消されるから	211	41.8%
本庁各課の連携調整がしやすくなるから	201	39.8%
市の防災拠点施設としての機能が図られるから	184	36.4%
その他	21	4.2%

【4】 【1】で「反対」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。（複数回答）

項目	回答数	
将来に借金の返済を残すことになるから	205	71.2%
多額の費用がかかるから	187	64.9%
住民サービスの向上につながらないから	177	61.5%
現在の不況下での建設は必要ないから	156	54.2%
本庁集約は必要がないから	135	46.9%
その他	18	6.3%

※アンケート結果の詳細は、ホームページに掲載します。また、ご希望される方には本庁・支所・サービスセンターで配布いたします。

地域審議会から

「新市建設計画の変更」についての答申を受けました



11月1(木)、新市建設計画変更に係る地域審議会への諮問について、全地区地域審議会会長らが市役所を訪れ、副市長へ答申書を提出しました。

市では、「東日本大震災による合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の改正法案が平成24年6月20日に成立したことに伴い、平成25年度までとなっている合併特例債事業を平成30年度まで延長するため、新市建設計画の変更を進めることとしました。この新市建設計画を変更するには、まず、地域審議会への諮問・答申を行う必要があるため、8月下旬から9月中旬にかけて10地区の地域審議会へ諮問を行い、この度全ての地域審議会会長から答申がありました。

答申内容は、全ての地域審議会から新市建設計画の変更について適当と認められました。このうち8地区の地域審議会

からは配慮すべき事項として、意見が付されました。

市では、今回の地域審議会からの答申内容を踏まえ、県との協議や議会議決に向けた計画の変更に必要な手続きを進めていきます。

1 諮問事項

新市建設計画の変更（計画期間の延長及びそれに伴う財政計画の変更）

2 諮問理由

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律により、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、新市建設計画に基づいた施設整備事業等に充てる合併特例債を起すことができる期間が5年延長された。東日本大震災の発生以降、防災対策への財政措置及び建設事業における建設場所や構造等の安全対策の検討により、新市建設計画期間内の事業執行が困難となっているが、新市建設計画を変更することによって、平成26年度以降も引き続き有利な合併特例債を起すことが可能となる。

3 主な付帯意見

- ・ 東日本大震災を踏まえた津波や地震などの防災対策に必要な事業へ合併特例債を優先して活用すること。
- ・ 財政事情を鑑み、真に必要な事業のみ厳選し計画実施すること。

問 市役所地域振興課 地域振興係

63 | 4152